

# 事業場における産業保健活動の拡充に関する検討会報告書 概要

労働政策審議会においては、一般定期健康診断の機会に併せてストレスに関する症状・不調を確認し、必要な労働者に対して医師による面接を行い、就業上の措置等が必要な場合には労働者の同意を得た上で医師が事業者に意見を述べる「新たな枠組み」について審議を行っている。

この「新たな枠組み」への対応に向けて、「事業場に対する支援体制の整備」及び「人材の確保」等について、報告書をとりまとめたところ、概要は以下の通りである。

## 50人以上の規模の事業場における産業保健活動を取り巻く現状

- メンタルヘルスに対応できる産業医の体制は必ずしも十分ではない。
- 比較的小規模の事業場においては、産業医の選任率が十分ではない。
- 産業医が選任されている事業場であっても、健康診断結果に基づく事後措置については、十分に実施されていない事業場や、産業医の活動時間や頻度が十分ではない事業場がある。
- 産業医とメンタルヘルスに対応可能な医師・保健師等の連携により、充実したメンタルヘルス対策を実施している事例が少なくない。

## 面接等を適切に行うための外部専門機関の活用

### 【事業場に対する支援体制の整備】

- 事業者(専属産業医の選任義務を有する事業場の事業者を除く。)の選択肢の一つとして、複数の産業医有資格者等からなり、新たな枠組みの面接等の産業医の職務を実施する外部専門機関を活用できる仕組みを設けることが適当である。
- 外部専門機関は、所属する産業医有資格者等の資質の確保、医師等の間での情報共有、機関の管理者による調整や監督を担保するような一定の要件を満たすものとする。
- 外部専門機関が要件に適合し適正な業務を行っているかについて、行政が確認し、事業者に周知するとともに、外部専門機関に対して必要な指導を行うことが適当である。

### 【外部専門機関の基本的な考え方】

- ① 産業医有資格者を事業場に対する業務を総括する医師(総括医師)として定めた上で、総括医師が主担当となり他の産業医有資格者と連携を図りながら、産業医の職務を提供する。
- ② 一定の見識を有する産業医有資格者(産業医長)が、外部専門機関に属する産業医有資格者を指揮し、産業医職務に関する業務全体を管理する。
- ③ メンタルヘルスの知識経験を有する医師や保健師等がおり新たな枠組みの面接等について、総括医師の指導・指示を受けながら対応する。
- ④ 産業医の職務を行う事業場数に応じた数の産業医有資格者がおり、協働で産業医活動を行う。

## 50人未満の事業場におけるメンタルヘルス対策支援のあり方

- 50人未満の小規模事業場の労働者の健康管理については、地域産業保健センター（以下、「地産保」という。）が担っているが、今後、こうした小規模事業場においても新たな枠組みの面接等を効率的・効果的に実施するために、地産保において、メンタルヘルスに対応可能な医師・保健師の確保、医師と保健師との連携等を進める必要がある。
- 地産保の量的ニーズ及び質的ニーズを踏まえ、活用の促進を図る必要がある。
- 50人未満の小規模事業場においては、メンタルヘルスを含めた健康課題に対応する観点から、地域保健における健康づくりに関する情報が必要な労働者に情報提供されることが望ましい。

### 人材の確保

- 産業保健領域の保健師に対し、メンタルヘルスを含めた新任及び現任教育を強化し、外部専門機関等で活用できる保健師の育成を図ることが急務である。
- 現行の産業医に対するメンタルヘルスに関する研修をより一層促進し、地産保においても、メンタルヘルスに対応可能な医師を確保する必要がある。